

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
1	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	DX推進スキル養成講座と生成AI活用スキル養成講座は同一の参加者を対象に行う想定で良いか。	ご認識のとおり、同一の参加者を対象に行う想定となります。
2	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	DX推進スキル養成講座と生成AI活用スキル養成講座はそれぞれ1回ずつ行う想定で良いか。	1回ずつ行うことで問題ありません。 もし業務スケジュール内に実施できるのであれば、それぞれの講座で初級編・上級編等のレベル分けを行い、2回ずつ実施するといった提案も可能です。
3	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	DX推進スキル養成講座と生成AI活用スキル養成講座の研修時間想定等はあるか。	2講座で20～30時間程度の研修時間を想定しています。
4	「仕様書」P3 (2) 就労支援	就労支援を別の事業者（例：山梨県内の事業者）に委託しても良いか。 ※意図：該当テーマに関して、県内の商工団体等の関係機関と連携関係を構築した実績が本案件の必須条件になり得ますでしょうか。	委託業務の一部を再委託することについては、事前に県の承諾が必要ですが可能です。
5	「仕様書」P3 (2) 就労支援	企画提案書には委託内容をどこまで盛り込めば良いか。 ※意図：委託する旨のみを記載する/委託先予定を決めて記載する/委託先予定はないが、業務を仮で記載する/委託先予定、業務を共に記載する等、具体的にお教えいただけますと幸いです。	審査項目には実施体制が整っていることが含まれるため、委託業務の一部を再委託する場合は、委託先予定、業務共に可能な限り具体的に記載していただくことが望ましいです。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
6	「実施要領」P7 (別添) 加点項目	「就労支援に要する経費について、就労実績に応じて委託業者に支払う仕組み（成功報酬型の実績払）が提案されているか」との記載がありますが、以下の点についてご確認させてください。 ① 提案書や見積書において、見積金額の範囲内で就労支援業務を外部の委託業者へ委託し、成功報酬型で支払いを行う場合に加点対象となるという理解でよろしいでしょうか。 ② 一方で、外部委託は行わず、自社で就労支援を実施する場合には、当該加点の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	再委託をする・しないに関わらず、就労実績に応じて委託業者に支払う仕組み（成功報酬型の実績払）が提案されている場合は加点対象となります。
7	「実施要領」P1 2 業務概要 (3) 委託料上限額	「事業経費から受講料収入を引いた額が、委託料上限額の範囲内であることを確認すること。山梨県から支払う委託料についても同様に、事業経費から受講料収入を差し引いた額となるため、注意すること」と記載がありますが、本件について、委託料上限額30,374,000円から、受講料収入（上限30,000円×30名＝900,000円）を差し引いた金額が、実際に山梨県から支払われる委託料の上限額となるという理解でよろしいでしょうか。	委託料上限額30,374,000円は、すでに受講料収入を差し引いた金額となっております。
8	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	講座内容に関する確認事項 ①特定の生成AIツール（ChatGPT, Gemini等）を受講者に直接有償契約していただく前提での実施は可能でしょうか。 ② 2講座計20～30時間という想定を超過／短縮する提案は許容されますか。	①受講者に直接有償契約していただくのではなく、委託料の中で受託者が契約し、研修で使用するものとしてください。 ②スケジュール内に実施可能であり、内容の質が担保できるのであれば超過・短縮のいずれも可能です。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
9	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	仕様書 4 委託業務の内容 (1) ①及び③ (共通事項について) (1) ①には「パソコンや通信環境等、必要最低限のハードウェア等を準備できること」とありますが、一方で (1) ③ (共通事項) には「パソコン等を所持していない受講者に対して、講座期間中に必要なパソコンや通信環境整備に必要な通信端末等の機材を用意すること」と記載されています。 この二つの記述の関係性について、受講申込時点でのパソコンや通信環境の所持は必須条件となるのか、それとも、準備が難しい受講者も応募可能で、その場合は受託者が機材を提供することを前提としているのか、詳細な解釈をご教示いただければ幸いです。	研修受講後の就労を見据え、受講申込時点でパソコンや通信環境の準備ができていることが望ましいですが、短期間での準備が難しい場合も想定されるため必須条件にはいたしません。 そのため、短期間での準備が難しい方に対して受託者が機材を提供することを想定しています。
10	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	仕様書 4 委託業務の内容 (1) ②募集定員 ③講座概要 (DX推進スキル養成講座) 定員が30名程度に対して、③講座概要に「ワークショップ (少人数制の演習)」と記載がありますが、少人数とはおよそ何名程度を想定していますでしょうか。 また、こちらは30名をいくつかの班に分けることを想定しているといった意味でしょうか。	30名をいくつかの班に分けることを想定しています。 (例：5名×6班など)
11	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	仕様書 4 委託業務の内容 (1) ②募集定員 ③講座概要 (DX推進スキル養成講座) 「自らの業務等におけるデジタル技術を活用」とありますが、「自らの業務等」とは、現在ご從事中の業務を指すもののでしょうか。あるいは今後進みたい分野で想定される業務を指すもののでしょうか。ご教示いただければ幸いです。	現在ご從事中の業務でも、今後進みたい分野で想定される業務でも問題ありません。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
12	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	募集人数が30名を大きく上回った場合、受講者の選定はどちらが行い、また貴県が選定を行う場合、選定方法についてご教示いただけますでしょうか。	受講者の選定作業は受託者にて行っており、県が確認した上で最終的な合否を決定します。
13	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	募集の主体は貴県か受託者かどちらになりますでしょうか。また、受託者が主体となる場合、使用する媒体や募集方法に関して指定はありますでしょうか。	募集の主体は受託者となります。 「仕様書P3(4)広報」にあるとおり、WEB・SNS広告や周知用媒体（チラシ等）の作成などを想定しています。
14	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	受講者以外に、DXツールやコミュニケーションツールのアカウントを払い出す必要がある方（例：県職員、等）は、何名程度を想定されておりますでしょうか。	担当する職員2名程度が想定されますが、必須ではありません。
15	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	「研修の開催時間帯」について、必須の開催条件（日中および夜間での開催、各時間帯で複数回の実施、等）はありますでしょうか。	必須の開催条件はありません。
16	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	「受講者の自身の課題」について、受講者自身での課題設定が困難だと判断された場合、受託者側で例題等を用意しても差し支えないでしょうか。	問題ありません。
17	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	事前アンケート等を通じて、受講者の現状業務の課題やスキルレベルを把握することは可能でしょうか。	問題ありません。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質問内容	回答
18	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	使用するデジタルツールについては指定がなく、市場で一般的に利用されているツールであれば使用して問題ないでしょうか。	問題ありません。
19	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	「対面型の講座を1回以上実施」との記載がありますが、開催地の地理的な制約（甲府市内で実施、等）や、研修会場の場所の制約はありますでしょうか。	開催場所の制約はありませんが、県内各地からの参加が想定されるため、比較的どの地域からもアクセスのしやすい甲府市内が望ましいと考えます。
20	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	受講者からの受講料を受託者が徴収する場合、委託元を通さず直接請求等の対応が必要となるか、また、その際の徴収方法（現金・振込・オンライン決済、等）や領収書の発行要否について、指定はありますでしょうか。	委託元を通さず直接請求の対応としていただきます。 その際の徴収方法については指定はありません。
21	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	パソコン等を所持していない受講者に対して、講座期間中に必要な機材（パソコンや通信端末、等）を受託者から貸与する場合、貸出期間中に故意に発生した故障に関する費用負担はどのように取り扱われるか、ご教示ください。	貸出期間中に故意に発生した故障に関しては、受講者に費用を負担いただく旨を事前に誓約いただくことを想定しています。
22	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	実施回数および1回あたりの所要時間については、「20～30時間程度、レベル分け可」とのご回答を頂いておりますが、その他条件がございましたらご教示ください。	その他については仕様書のとおりとなります。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
23	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	「参加者同士の交流」について、具体的にどのような形式を想定されておりますでしょうか。	「仕様書P2(共通事項)」にあるとおり、SlackやLINE等を活用し、受講者がオンライン上のチャットで交流すること等を想定しています。
24	「仕様書」P3 (4) 広報	「SNS (YouTube・Facebook・X等) での情報発信」について、貴県が運用する公式アカウントを利用させていただくことは可能でしょうか。また、SNS広告を実施する際も同様に貴県公式アカウントの利用が可能かご教示ください。	公式アカウントの利用は可能です。ただし、発信内容や頻度については制限があるため、SNS公告については受託者でアカウントを作成いただくことが望ましいです。
25	「仕様書」P3 (4) 広報	県の公式SNSアカウントを利用する場合、投稿作業は受託者の業務範囲で実施してよろしいでしょうか。	公式アカウントを利用する際は、受託者に文章や画像を作成いただき、県で投稿作業を行います。
26	「仕様書」P3 (4) 広報	「チラシ等の媒体」について、自治体が運営する施設（例：役所、公民館、等）への掲示協力の依頼は可能かご確認させてください。また、配布するチラシについて目安となる枚数がございましたらご教示ください。	県からの協力依頼は可能です。配布先施設にもよりますが、1施設につき10～30枚程度が目安になります。
27	「仕様書」P3 (4) 広報	WEB・SNS広告の投稿に関して、実施にあたって最低回数（例：週〇回以上、等）の指定があるかご教示ください。	最低回数の指定はありません。
28	「仕様書」P3 (4) 広報	参加促進のための広報企画にあたり、企画検討会議等を県と実施する場が必要と考えておりますが、実施回数の指定有無や、打合せ方法（オンライン・対面）に制約があるか、ご教示ください。	実施回数及び方法について指定はありませんが、機動的な打ち合わせ実施のため、積極的にオンラインを活用することも問題ありません。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
29	「仕様書」P4 (2) 事業成果の帰属等	成果物の著作権譲渡について、ストックサイト素材（第三者の映像・音楽等）は法的に譲渡できないと認識しておりますが、これらの素材については著作権譲渡の対象外とする認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	「仕様書」P4 (2) 事業成果の帰属等	「受託者または第三者が従来より権利を有している教材・コンテンツ等の固有の知識・技術に関する権利（以下「権利留保物」）については、受託者または当該第三者に留保する」との記載がありますが、受託者が研修等で使用する教材・コンテンツの権利は、引き続き受託者側で保有できるとの認識で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	「仕様書」P4 (2) 事業成果の帰属等	県が権利留保物を非独占的に使用できるとされておりますが、その使用範囲は県庁内に限られるとの認識で差し支えないか、ご確認いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	「仕様書」P1 (1) デジタル人材育成講座の実施	仕様書、1頁、4、(1)、①につきまして、対象者として「非正規雇用者または現在無職の方」とありますが、大学生は対象に含まれますでしょうか。	対象には含まれますが、当該事業では新卒者のスキルアップは目的としていないため、応募者多数の場合は優先順位を下げていただく可能性があります。
33	「実施要領」P4 8 審査、選定方法等 (3) 選定方法	企画提案募集要項、4-5頁、8、(3)、③につきまして、審査会（プレゼンテーション）への参加人数に上限はありますでしょうか。	上限はありませんが、可能な限り人数を絞ってご参加いただけますと幸いです。

デジタル人材育成・就労支援事業業務委託 質問受付及び回答一覧

受付番号	該当箇所	質 問 内 容	回 答
34	「仕様書」P3 5 スケジュール	仕様書、3-4頁、5につきまして、 講座開始が9月とされていますが、広報準備・受講者募集・受講環境整備を行うには、8月中旬以降の結果通知から講座開始までの期間が非常に短く、実務的にやや厳しいスケジュールと感じられます。そのため、講座開始時期について、9月中（例：9月下旬）までに開始するスケジュールとすることは可能でしょうか。	開始時期を遅らせることは可能ですが、就労支援期間を長く確保するため、9月中には研修を終えていただく必要があります。